【一般緊急輸送道路沿道建築物】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の流れ

事業者（工事会社等）	助成申請者（建物所有者）	練馬区	期間の目安

耐震診断の完了
診断結果【Iw値1.0未満、Is値0.6未満】

※耐震診断時に提出、確認を行っている場合は不要なケースもあります

建築物調査結果報告書を作成し区へ提出

助成可否の回答

約１週間

助成可の場合

除却工事・新築工事の見積り

1 助成金の申請

受付・審査

助成金交付決定通知書の交付

約２～3週間

除却工事・新築工事の実施
※契約は区の助成金交付決定後に行うこと
※建替え工事の契約は、除却工事と新築工事をまとめた一の事業者との一の契約であること

除却前・除却中・除却後・新築中・新築後の現場写真撮影
除却および新築の確認ができる書類の準備

除却工事・新築工事費用の支払い

除却工事・新築工事費用の領収

2 完了報告

受付・審査

※完了報告は２月末までに行ってください。

除却および新築に要する期間は案件により異なります。
余裕をもって実施してください。

助成金額確定通知書の交付

施工事業者へ請求の委任

⑵委任払いを利用する場合

⑴委任払いを利用しない場合

約２週間

4 助成金の請求

審査

助成金の交付

約１週間

助成金の受領

4 助成金の請求

助成金の受領

※上記は一例であり、案件により手続に要する期間等は異なります。

【一般緊急輸送道路沿道建築物】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の必要書類

❶助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
□	**耐震化促進事業助成金交付申請書（第５号様式）**
□	**建築物調査結果報告書の写し**
□	**建築物の所有者であることを証明する書類**
□	**耐震診断報告書の写し**
□	**緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）**
□	**見積書（除却工事費用・新築工事費用の見積り）の写し** ※建替え工事の契約は、除却工事と新築工事をまとめた一の事業者との一の契約にしてください
□	**納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類）** **・個人の場合は個人住民税　　・法人の場合は法人住民税** **→練馬区に納付している個人は提出不要**
	該当する場合のみ
□	**【共有者がいる場合】　※代表者が申請してください** **・共有者が確認できる書類** **・共有者の同意書**
□	**【相続等で所有権が移転していない場合】** **・遺産分割協議書** **・相続人全員の同意書　　など**
□	**【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】** **・念書** **・是正内容を示す図面等**
□	**【区分所有者がいる場合】** **・耐震改修工事の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し**
□	**【申請手続きを委任する場合】** **・委任状**

【一般緊急輸送道路沿道建築物】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の必要書類

❷完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
□	**耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）**
□	**領収書等（除却工事費用・新築工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し** **→原本は返却します** ※既存建物所有者または既存建物所有者の２親等以内の親族宛てのもの **【委任払いを利用する場合】** **助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（除却工事費用・新築工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能**
□	**契約書や注文書・請書等（建替え工事契約を証する書類）の写し**
□	**除却を確認できる書類の写し** **（建築取毀証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書）※いずれか１部**
□	**除却前、除却中、除却後、新築中、新築後の現場状況が確認できる写真**
□	**確認済証・確認申請書（第３・４面）・検査済証の写し**
□	**耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第６号様式）の写し**

❸助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
□	**請求書（口座振替依頼欄付）**
□	**【委任払いを利用する場合】※１** **・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）**

※１ 委任払いとは
　助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。
　この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。
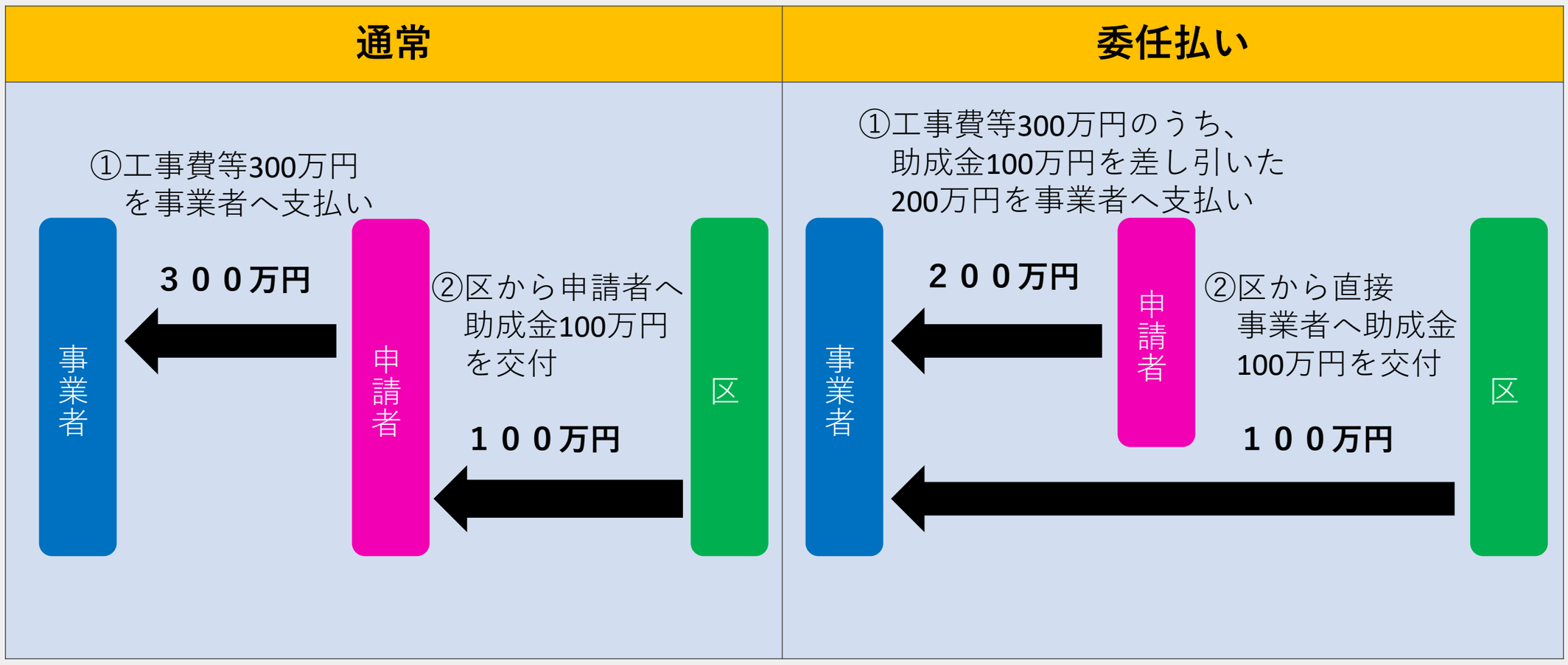
例）工事費等300万円、助成金100万円の場合